

# 第3回 制度設計専門会合事務局提出資料

~託送供給等約款の事後評価について~

平成27年12月4日(金)



# 論点:一定の比率の設定(1/2)

◇託送供給等約款に係る変更認可申請命令の発動対象とする「想定単価と実績単価との乖離」における「一定の比率」をどのように設定すべきか。

## これまでの検討内容

- 第7回制度設計ワーキンググループにおいて、より厳格な事後評価を実施する観点から、ストック管理方式に加え、 現在は変更命令の発動基準の対象となっていない「想定原価と実績費用の乖離(原価とのズレ)」を確認する ことを目的とした仕組みを追加的に導入する方向で整理された。
- 具体的には、想定単価(想定原価/想定需要量)と実績単価(実績費用/実績需要量)[原価算定期間を3年間とした場合は実績単価を直近3か年平均]を比較した乖離率が「一定の比率」を超えているかを確認することとしたが、検討時点においては、過去のデータに制約があったことから、結論を先送りにしていた。

# 論点:一定の比率の設定(2/2)

#### 検討の前提

第7回制度設計WGにおいて、委員から「事務局より提示した表を見ると、1%ぐらいが適当に見えるかもしれないが、1%だったら、余りインセンティブにならない」旨のご指摘をいただいている。

他方で、今回導入する事後評価の仕組みについて、 国内の他の規制産業で 参考となる仕組みも確認 できなかった。

以上を踏まえると、一定の 比率を設定するに当たって は、以下のようなメリット・ デメリットを考慮した上で 決定してはどうか。 案1:比率を小さく 案2:比率を大きく

一定の 比率 0% ■ マイナス

託送料金の水準とのズレが 小さく、託送利用者の納得感 が得られ易い。 事業者の効率化インセンティブを阻害するおそれは小さくなる。

デメリット

事業者の効率化インセンティ ブを阻害するおそれがある (頻繁な料金改定を嫌って、 効率化を手控えるおそれがあ る)。

託送料金の水準とのズレが 大きくても、託送料金原価に 反映されない可能性があるため、託送利用者の納得感が 得られ難い。

- 一定の比率として「マイナス●%」と設定し、これを超えたとしても、STEP2 (事業者による説明)において、一定の比率を超過した理由や今後の事業の見通しに係る事業者の説明を確認した上で、STEP3 (託送料金の値下げの要請)に進むかを判断することしている。
- また、事業者が算定する乖離率については、原価とのズレを確認するとの目的を踏まえ、他律的要因(託送料金算定では想定しない猛暑による実績需要量の増加等)の影響を除いて算定(補正)してはどうか。

## (参考1)託送供給等約款の事後評価の仕組み(追加部分)

STEP

実施内容

補足

S T E P 1 一 定 の 比 率 に よ る 基 準 • 想定単価と実績単価を比較した乖離率 を確認(乖離率が一定の比率を超えて いたらSTEP2へ)

S T E P 2 事 業 者 に よ る 説 明 • 現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求め、 行政において説明の合理性を確認 (合理性が認められないと判断した場合、STEP3へ)

S T E P 3 託 送 料 金 の 値 下 げ の 要 請 • 事業者から一定の比率を超えた事業 年度の翌々事業年度の開始日までに 自主的な値下げ届出がなされない場 合には、変更認可申請命令を発動

S T E P 4 変 更 認 可 申 請 命 令 の 発 動

#### 【STEP1関連】

- 事業者が算定する乖離率については、原価と のズレを確認するとの目的を踏まえ、他律的 要因(託送料金算定では想定しない猛暑によ る実績需要量の増加等)の影響を除いて算定 してはどうか。
- 「他律的要因」を洗い出し、どのような増減理由であれば、事業者が算定する乖離率を補正することを求めるかの整理が必要。
- <他律的要因の一例>
- ①: 猛暑による実績需要量の増加(補正可能)
- ②: 税率変更による費用の減少(補正不可)

#### 【全般】

- 想定単価と他律的要因の影響を除いた実績 単価の乖離率については、情報公開の観点 から、第三者からも確認できるように、「電気 事業託送供給等収支計算規則」に様式を追加 することとする。
- 新たな事後評価の仕組みについては、運用を明確化する観点から、「電気事業に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を改正することとする。

# (参考2) 乖離率計算書(イメージ)

第○表

### 乖離率計算書

項目	数量・価格	備  考
想定原価(百万円)(①)		
想定需要量(百万kWh)(②)		
想定単価(円/kWh)(③=①/②)		
実績費用(百万円)(④)		
実績需要量(百万kWh)(⑤)		
実績単価(円/kWh)(⑥=④/⑤)		
乖離率(%)((⑥/③-1)*100)		

想定原価及び想定需要量は、年月から年月までの年の合計を記載。

実績費用及び実績需要量は、年月から年月までの年の合計を記載。

# (参考3) 想定単価と実績単価の乖離率(%)

事業者が算定する乖離率は、原価算定期間を3年間とした場合、「想定単価」を原価算定期間3ヶ年平均(固定)とした上で、「実績単価」は原価算定期間以降の直近3ヶ年平均とし、双方の値を比較する。このため、下記の表においては、東京電力のみ比較することが可能となっている。

# ■ 各社の原価算定期間 事後評価STEP1において確認すべき乖離率

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
平成26年度	△1.57%	△0.29%	4.35%	3.96%	3.44%	0.23%	△1.31%	2.18%	△1.88%	△3.39%
平成25年度	3.99%	△2.65%	△2.24%	2.22%	2.69%	2.83%	2.13%	1.19%	△5.64%	△3.99%
平成24年度	4.78%	△1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%
平成23年度	2.52%	6.32%	△1.51%	2.50%	0.77%	3.44%	0.77%	3.05%	3.32%	1.60%
平成22年度	1.19%	2.81%	△0.54%	4.94%	0.89%	1.07%	△0.86%	2.00%	0.92%	0.86%
平成21年度	2.39%	5.82%	3.14%	8.97%	2.10%	5.67%	4.81%	5.39%	7.20%	△0.39%

原価算定期間	H25-27		H24-26	H26-28	H28-30	H25-27	H28-30	H25-27	H25-27	H28-30
原価算定期間 平 均	1.25%	△1.48%	1.77%	3.96%	_	1.55%	1	1.68%	△3.79%	-

(注) 乖離率(%) = (実績単価(実績費用/実績需要量)÷想定単価(想定原価/想定需要量)-1)×100

#### (第7回)

・ 事後評価については、9ページに計算したものが出ているが、これだけを見ると、非常に違和感のある数字なのですが、 1%程度のマイナスもしくはプラスという数字が出ている。察するに、3.11の後は非常に電力需要が落ち込んでしまったので、コストを割り返す分母が小さくなったから想定よりも単価が上がったということだと思う。 届出料金が導入された後の 2000年代前半から半ばぐらいの数値を同じように計算すると、恐らく10%を超えるマイナスが出ていたと思うので、状況によってかなり大きく変化する。プラスマイナスとも乖離が大きくならないように料金をコントロールすべき、という意見がいく つかあったが、届出料金の導入によって、一般企業と比べたら十分ではないかもしれないが、それでも、それなりのコスト 削減のインセンティブが実際働いてきたというのが、電力各社を分析していて2000年以降感じたことではある。 9ページ の表を見ると 1%ぐらいが適当に見えるかもしれないが、1%だったら、余りインセンティブにならないと思う。それでは何% が良いかと言われると、学問的なものがないのでなんとも言えないが、そういう視点は必要と思っている。(圓尾委員)

- ○第3回制度設計ワーキンググループにおいて、託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当とされた。
- 〇その際、事後評価としては、現行のストック管理方式にこだわらず、より厳格な事後評価を実施することが適当であり、具体的 な内容については引き続き検討とされていたところ。
- 〇現在のストック管理方式については、超過利潤累積額が一定の水準(※)を超えた場合で、超過した事業年度の翌々事業年度開始日までに託送料金の改定の届出がなされない場合には、当該累積額を生じた託送供給約款に対する変更命令が発動される仕組みとなっている。当該方式は平成20年度収支より順次導入されているが、リーマンショックや東日本大震災による需要減の影響等により、現時点まで変更命令を発動した実績はない。
- 〇他方で、改正電気事業法においても、一般送配電部門の会計整理(会計分離)については、託送等の業務により一般送配電 部門に生じた利益が、他の部門で使われていないことを監視するため、一般送配電部門の託送等の業務に係る収支計算書等 を作成し公表することを義務付ける旨が規定されている。
- 〇以上を踏まえると、より厳格な事後評価を実施する観点から、以下の2つの仕組みを導入してはどうか。
  - ① <u>現在のストック管理方式は、改正電気事業法の趣旨に合致した仕組みであることから、引き続き存続させる。</u>ただし、変更認可申請命令の発動基準となる「一定の水準<sup>(※)</sup>」については、その算定に用いる事業報酬率が重要な要素となるものの、一般送配電部門の事業報酬率のあり方と密接に関わることから、引き続き検討することとしてはどうか。
  - ②<u>原価そのものの適正性をより直接的に確認する観点から、</u>原価算定期間後には、利益水準に着目した<u>ストック管理方式に加え、現在は変更命令の発動基準の対象となっていない「想定原価と実績費用の乖離(原価とのズレ)」を確認することを目的とした仕組みを追加的に導入してはどうか。</u>
  - ※「一定の水準」とは、設備投資インセンティブに配慮して、「送配電部門の固定資産の平均帳簿価額×事業報酬率」により算定。これを上限とするもの。

#### (参考) 第3回制度設計WG事務局提出資料4-1より抜粋

託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当である。また、事後評価としては、現行のストック管理方式(参考1)にこだわらず、より厳格な事後評価を実施することが適当ではないか。(具体的な内容について引き続き検討)。

- ○「想定原価と実績費用の乖離(原価とのズレ)」を確認することを目的とした仕組みについて、具体的には、原価から作られた料金水準が適正性を維持しているかどうかを判断すべきであることから、<u>将来、原価の見直しをした場合に現在の託送料金の値下げが見込まれる蓋然性が高いと判断された場合に、託送供給等約款に係る変更認可申請命令の発動対象としてはどうか</u>。
- 〇具体的には、想定単価(想定原価/想定需要量)と実績単価(実績費用/実績需要量)[原価算定期間を3年間とした場合は実績単価を直近3か年平均]を比較した乖離率を確認する(STEP1)。乖離率が一定の比率を超えていた場合には、現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認する(STEP2)。行政において事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合には、事業者に対し託送料金の値下げを要請する(STEP3)。事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更認可申請命令を発動する。

#### 【参考】託送供給等約款の事後評価の仕組み(追加部分)

STEP1:一定の乖離率による基準

・・・想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認 (乖離率が一定の比率を超えていたらSTEP2へ)

STEP2: 事業者による説明

・・・・現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求め、行政において説明の合理性を確認 (合理性が認められないと判断した場合、STEP3へ) STEP3: 託送料金の値下げの要請

・・・事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々 事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がな されない場合には、変更認可申請命令を発動

変更認可申請命令の発動

- 〇託送供給等約款に対する変更認可申請命令の発動対象とする「想定単価と実績単価との乖離」における「一定の比率」については、現在の託送収支において、「超過利潤計算書」を作成することとしており、当該計算書の中で「想定原価と実績費用との乖離額」を算定することとなっているため、ここで算定される額を基に計算することとしてはどうか。
- 〇上記の方法で計算した結果、過去の想定単価と実績単価を比較(東京電力の平成24年度収支以外は、原価算定期間を1年間とした本格料金改定前の想定単価と実績単価を比較)した。この結果を踏まえると、過去のデータに制約があることから、平成25年度・平成26年度の実績単価が明らかになる来年(平成27年)8月を目途に結論を得ることとしてはどうか。
  - (参考)一定の比率が1%下回った場合の低圧託送料金への影響(第3回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料の低圧託送料金水準のイメージより試算) ▲24円/月(最低) ~ ▲30円/月(最高) ※月当たり300kWhで試算

## 【参考】想定単価と実績単価の乖離率(%)

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
平成	乖離率(単価)	4.78%	-1.87%	3.28%	1.93%	6.33%	3.14%	2.68%	2.64%	1.57%	1.55%
平 成 24 年 度	【参考】乖離率(費用)	-0.05%	-8.83%	-0.18%	-4.88%	3.93%	-2.82%	-4.27%	-4.05%	-3.28%	-1.43%
平成23年度	乖離率(単価)	2.52%	6.32%	-1.51%	2.50%	0.77%	3.44%	0.77%	3.05%	3.32%	1.60%
- 23 年 - 度	【参考】乖離率(費用)	0.72%	-4.30%	-10.84%	-3.27%	1.39%	0.66%	-3.50%	-0.12%	0.38%	0.41%
平成	乖離率(単価)	1.19%	2.81%	-0.54%	4.94%	0.89%	1.07%	-0.86%	2.00%	0.92%	0.86%
平成 22 年度	【参考】乖離率(費用)	-0.25%	1.40%	-1.46%	1.20%	3.77%	1.61%	-1.66%	1.13%	0.44%	0.76%
平 成 21	乖離率(単価)	2.39%	5.82%	3.14%	8.97%	2.10%	5.67%	4.81%	5.39%	7.20%	-0.39%
年 度	【参考】乖離率(費用)	-1.89%	-0.66%	-3.10%	-1.65%	-3.41%	-0.79%	-3.79%	-1.25%	1.39%	-1.03%

- (注1)乖離率(単価)=(実績費用/需要実績)/(想定原価/想定需要)-1
- (注2)乖離率(費用)=実績費用/想定原価-1

## 乖離額=想定原価-実績費用

〇電気事業託送供給等収支計算規則様式第1第7表(記載注意)8より抜粋

想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

#### 想定原価

- ①電気事業法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額
  - ・託送供給約款変更届出書における送電・高圧配電関連費
  - ・送電・高圧配電関連費に割り当てられる追加費用
    - 一追加事業報酬額、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税、電力費振替勘定(貸方)、電源開発促進税、バックエンド過去分、 振替損失調整額、接続検討料相当額・変更賦課金相当額、託送収益、事業者間精算収益
- ②低圧配電費 供給約款変更認可申請(変更届出)書
- ③低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬額、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額

#### 実績費用

「設備別費用明細表」の送電費、変電費、配電費、ネットワーク給電費用、需要家費用及びその他費用に整理された額並びに送配電部門における事業報酬額、法人税等、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却に整理された額の合計から控除収益等に整理された額を差し引いたもの。

具体的には、以下のとおり。

①送電費、②変電費、③配電費、④ネットワーク給電費用、⑤需要家費用、⑥その他の費用(地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、電源開発促進税、事業税、開発費,開発費償却、電力費振替勘定、社内取引費用(負荷変動対応電力取引費用、近接性評価割引額取引費用、アンシラリーサービス取引費用、振替損失調整額取引費用、過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用、地帯間販売電源料取引費用、他社販売電源料取引費用))、⑦事業報酬額、⑧法人税等、⑨株式交付費、⑩株式交付費償却、⑪社債発行費、⑫社債発行費償却、⑬控除収益等(遅収加算料金、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料、他社販売電源料、他社販売送電料、基準接続供給収益(近接性評価割引額)、変動範囲内発電収益、変動範囲外発電収益、その他託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息)、⑭追加事業報酬額、⑮社内取引収益(変動範囲内発電相当額取引収益、変動範囲外発電相当額取引収益、接続検討料相当額取引収益、変更賦課金相当額取引収益、地帯間購入電源費取引収益、他社購入電源費取引収益)、⑯その他の調整額(料金収入比乖離額、費用比乖離額調整額、変動範囲外発電料金取引損益、振替供給に伴う補給電力料金取引収益、法人税補正額)

- ※記載注意文中の「その他費用」とは、設備別費用明細表上の「その他の費用」を指す。
- ※期中改定を実施した場合、送配電部門の事業報酬額、追加事業報酬額は、日割按分により算定する。
- ※期中改定を実施した場合、「想定原価」は改定後の原価とする。

11

# (参考)託送供給等約款の事後評価のタイミングについて

<平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを伴う託送供給等約款の認可を受けた事業者(北陸、中国、沖縄電力)の場合>

	◇託送供給等約款の認可(託送原価算定期間:平成28年度~平成30年度) 【1年当たりの平均託送想定原価/1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。
平成28年度	◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始) ◆ストック管理
平成29年度	◆ストック管理
平成30年度	◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成31年度	◆ストック管理  ◆平成28年度~平成30年度における【平均託送実績費用/平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】  →(①と比較して一定の比率以上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】  →(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】  →(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動
平成32年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成3 1年度と同様の事後評価を継続

◇供給約款の認可(総原価算定期間:平成24年度~平成26年度)

<平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合>

年度と同様の事後評価を継続

(1)東京電力の場合(原価算定期間:平成24年度~平成26年度)

	◇
平成25年度	◆ストック管理
平成26年度	◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成24年度~平成26年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価/1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。 ◆ストック管理
平成28年度	<ul> <li>◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始)</li> <li>◆ストック管理</li> <li>◆平成25年度~平成27年度における【平均託送実績費用/平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】</li> <li>→(①と比較して一定の比率以上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】</li> <li>→(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】</li> <li>→(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動</li> </ul>
平成29年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成28 毎度は同様の東後評価を継続

<平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合>

(2)北海道、東北、	関西、四国、九州電力の場合(原価算定期間:平成25年度~平成27年度)
	◇供給約款の認可(原価算定期間:平成25年度~平成27年度)
平成25年度	◆ストック管理
平成26年度	◆ストック管理
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成25年度~平成27年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価/1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする。 ◆ストック管理 ◇原価算定期間の終了
平成28年度	<ul> <li>◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始)</li> <li>◆ストック管理</li> <li>◆平成25年度~平成27年度における【平均託送実績費用/平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】</li> <li>→(①と比較して一定の比率以上下回っている場合)託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】</li> <li>→(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合)託送料金の値下げを要請【STEP3】</li> <li>→(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合)変更認可申請命令を発動</li> </ul>
平成29年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成28 年度と同様の事後評価を継続

<平成27年度のタイミングで原価の洗い替えを行っていない事業者の場合>

(3)中部電力の場	合(原価算定期間:平成26年度~平成28年度)
	◇供給約款の認可(原価算定期間:平成26年度~平成28年度)
平成26年度	◆ストック管理
平成27年度	◇原価の洗い替えを伴わない託送供給等約款の認可 【平成26年度~平成28年度における総原価をベースに算定した1年当たりの平均託送想定原価/1年当たりの平均託送想定需要量】の値を①とする ◆ストック管理
平成28年度	<ul><li>◇小売全面自由化の施行(新しい事後評価制度の開始)</li><li>◆ストック管理</li><li>◇原価算定期間の終了</li></ul>
平成29年度	◆ストック管理  ◆平成26年度~平成28年度における【平均託送実績費用/平均託送実績需要量】の値を検証【STEP1】  →(①と比較して一定の比率以上下回っている場合) 託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対し説明を求める【STEP2】  →(事業者の説明に合理性が認められないと判断した場合) 託送料金の値下げを要請【STEP3】  →(事業者から一定の比率を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合) 変更認可申請命令を発動
平成30年度以降	◆値上げ認可申請又は値下げ届出がなされるまで若しくは変更認可申請命令が発動されるまでは、平成29 年度と同様の事後評価を継続